

厚生労働大臣が定める揭示事項

【入院基本料に関する事項】

- 1 当院の一般病棟は、日勤・夜勤を合わせて入院患者様10人に対して1名以上の看護職員を配置しております。
- 2 当院の精神病棟は、日勤・夜勤を合わせて入院患者様10人に対して1名以上の看護職員を配置しております。
- 3 各病棟に看護職員の詳細な配置表を掲示しております。
- 4 病棟に配置している看護職員の7割以上は正看護師で、夜勤には2名以上の看護職員を配置しております。
- 5 当院においては、患者様のご負担による付き添い看護を行っておりません。

【入院医療費の計算方法に関する事項】

当院は、厚生労働省の指定を受け、「DPC/PDPS」（診断群分類に基づく1日当たり定額報酬算定制度）を導入しております。

医療機関別係数1.4126（基礎係数1.0451・救急補正係数0.0194・機能評価係数Ⅰ0.2721・機能評価係数Ⅱ0.076）

【施設基準等に関する事項】

【基本診療料】

医療情報取得加算、医療DX推進体制整備加算4、急性期一般入院料2（10対1）、精神病棟入院基本料（10対1）、臨床研修病院入院診療加算〔基幹型〕、救急医療管理加算、診療録管理体制加算1、医師事務作業補助体制加算1（25対1）、急性期看護補助体制加算（25対1）、看護補助体制充実加算1〔急性期看護補助体制加算〕、看護職員夜間12対1配置加算1、療養環境加算、重症療養環境特別加算、精神病棟入院時医学管理加算、精神科身体合併症管理加算、精神科リエゾンチーム加算、医療安全対策加算1、医療安全対策地域連携加算1、感染対策向上加算1、指導強化加算、抗菌薬適正使用体制加算、患者サポート体制充実加算、後発医薬品使用体制加算1、バイオ後続品使用体制加算、病棟薬剤業務実加法算1、データ提出加算2、入退院支援加算1、入院時支援加算、精神科入退院支援加算、認知症ケア加算1、せん妄ハイリスク患者ケア加算、精神疾患診療体制加算、精神科急性期医師配置加算2のイ、地域医療体制確保加算、協力対象施設入所者入院加算、地域包括ケア病棟入院料2、看護職員配置加算〔地域包括ケア病棟入院料2〕、看護補助体制充実加算3〔地域包括ケア病棟入院料2〕

【特掲診療料】

外来栄養食事指導料（注2）、遠隔モニタリング加算、高度難聴指導管理料、糖尿病合併症管理料、がん性疼痛緩和指導管理料、がん患者指導管理料八、糖尿病透析予防指導管理料、二次性骨折予防継続管理料、夜間休日救急搬送医学管理料、救急搬送看護体制加算1、外来リハビリテーション診療料、外来腫瘍化学療法診療料1、がん薬物療法体制充実加算、連携充実加算、がん治療連携指導料、薬剤管理指導料、検査・画像情報提供加算、電子的診療情報評価料、医療機器安全管理料1、在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料、在宅療養後方支援病院、在宅患者訪問褥瘡管理指導料、持続血糖測定器加算、遺伝学的検査、BRCA1/2遺伝子検査、先天性代謝異常症検査、検体検査管理加算（Ⅰ）、検体検査管理加算（Ⅱ）、植込型心電図検査、時間内歩行試験、シャトルウォーキングテスト、ヘッドアップティルト試験、皮下連続式グルコース測定、コンタクトレンズ検査料1、小児食物アレルギー負荷検査、センチネルリンパ節生検、画像診断管理加算2、CT撮影、冠動脈CT撮影加算、大腸CT撮影加算、MRI撮影、心臓MRI撮影加算、乳房MRI撮影加算、抗悪性腫瘍剤処方管理加算、一般名処方加算、外来化学療法加算1、無菌製剤処理料、脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）、廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）、運動器リハビリテーション料（Ⅰ）、呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）、初期加算、急性期リハビリテーション加算、療養生活継続支援加算、精神科作業療法、治療抵抗性統合失調症治療指導管理料、医療保護入院等診療料、エタノールの局所注入（甲状腺）エタノールの局所注入（副甲状腺）、人工腎臓1、導入期加算1、透析液水質確保加算、下肢末梢動脈疾患指導管理加算、慢性維持透析濾過加算、ストーマ合併症加算、腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術、医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術、医科点数表第2章第10部手術の通則16に掲げる手術、緊急整復固定加算及び緊急挿入加算、椎間板内酵素注入療法、脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術、乳がんセンチネルリンパ節加算2、経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈ステント留置術、ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術、植込型心電図記録計移植術・摘出術、大動脈バルーンパンピング法（IABP法）、体外衝撃波腎・尿管結石破砕術、腎腫瘍凝固・焼灼術（冷凍凝固によるもの）、尿道狭窄グラフト再建術、人工尿道括約筋植込・置換術、輸血管理料Ⅱ、輸血適正使用加算、人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算、胃瘻造設時嚥下機能評価加算、麻酔管理料（Ⅰ）、外来ベースアップ評価料（Ⅰ）、看護職員処遇改善評価料59、入院ベースアップ評価料86

【入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準に基づき、地方厚生局に届け出た事項】

- ・入院時食事療養（Ⅰ）（1食につき）690円（健康保険負担分を含む。）

患者様の年齢・病状によって、管理栄養士による患者様ごとの適切な栄養量及び内容の食事療法を行なっています。食事の提供に関しては、適時（夕食については、実際に病棟で患者様に配膳される時間を原則として午後6時以降）適温で提供します。

認定施設等

◇指定・認定を受けている医療制度一覧◇

- ・健康保険法・国民健康保険法・結核予防法・児童福祉法・高齢者の医療の確保に関する法律・生活保護法・船員保険法・労働者災害補償保険法・麻薬及び向精神薬取締法・戦傷病者特別援護法・特定疾患治療研究事業・小児慢性特定疾患治療研究事業・身体障害者福祉法・母子保健法・公害健康被害の補償等に関する法律・原子爆弾被害者に対する援護に関する法律・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・障害者自立支援法